

関係部局と連携した防災対策の取組

総務部危機対策局危機対策課

1 災害時における市町村支援職員の派遣

(1) 派遣制度

平成28年5月、災害時に被災市町村との円滑な情報連絡や災害対策への支援を行うため、道職員を「市町村支援職員」として派遣する仕組みを設けたところであり、昨年8月から9月にかけての大雨等災害時に本庁及び振興局等から、被災市町村へ派遣した。

(2) 所要の改正

大雨等災害検証委員会において「道（振興局）ばかりではなく、被災地に近い出先機関の管理職員などの派遣を想定」といった提言や被災市町村からの要望等を踏まえ、次のとおり所要の見直しを行う。

- 被災市町村に派遣する職員は、被災市町村の首長をはじめ、幹部職員に直接助言等を行うことが求められることから、現行の「主幹級の職」を「主幹級以上の職」に変更し、より適時的確な支援を行う。
- （総合）振興局から派遣する職員は、振興局管内の地理的状況も踏まえ、被災市町村の近隣にある出先機関も対象とし、派遣可能な支援職員を事前にリスト化する。 ※ 本庁から派遣する職員は、危機対策課経験職員を事前指定済み

2 防災ミーティングの実施

(1) 目的

大雨等災害検証委員会において「職員数の制約から専任の防災担当者を配置できていない市町村が多く、市町村における防災対策や災害対応能力のレベルアップが必要である」と提言された。

このため、道幹部職員をはじめ、危機対策に精通した職員が市町村に直接出向き、市町村長や防災担当職員に面会し、災害対応のノウハウの伝達や防災対策に対する個別の相談に応じながら助言を行い、市町村職員の災害対応能力の向上を図る。

(2) 実施者

危機対策局幹部職員及び危機対策業務に精通した退職自衛官など。

なお、業務継続計画（BCP）など、市町村の行政運営に精通する部局との連携が欠かせないことから、総合政策部地域主権・行政局市町村課も同行する。

※ 各（総合）振興局は、管内市町村との調整や防災ミーティングに同行

(3) 実施市町村等

道内50～60市町村程度

※ 災害対策基本法に定める緊急避難場所（124市町村指定）や避難所（128市町村指定）の指定が遅れていたり、業務継続計画（BCP）が適切に策定されていないなど、防災対策をより一層進めていただきたい市町村を中心に訪問